

C

令和 6 年

第 2 回 市議会定例会

議案の説明資料

議 案 件 目

第 82 号議案	浜松市総合体育館条例の一部改正について	3
第 83 号議案	浜松市運動広場条例の一部改正について	3
第 84 号議案	浜松市長等の浜松市に対する損害賠償責任の一部を免責する 条例の一部改正について	5
第 85 号議案	浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	6
第 86 号議案	浜松市税条例の一部改正について	7
第 87 号議案	浜松市立保育所条例の一部改正について	8
第 88 号議案	浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	9
第 89 号議案	浜松市観光バス公共駐車場条例の一部改正について	10
第 90 号議案	浜松市ギャラリーモール条例及び浜松市新川モール条例の一部改正 について	11
第 91 号議案	浜松都市計画事業高竜土地地区画整理事業施行条例の廃止について	12
第 92 号議案	浜松市かわな野外活動センター条例の一部改正について	14
第 93 号議案	浜松市美術館条例の一部改正について	17
第 94 号議案	浜松市勤労福祉センター条例の制定について	19
第 95 号議案	工事請負契約の一部変更について ((国) 152号道路災害復旧工事(抑止工1))	24
第 96 号議案	工事請負契約の一部変更について ((国) 152号道路災害復旧工事(抑止工2))	26
報 第 3 号	専決処分の承認について (令和6年度浜松市一般会計補正予算(第1号))	28
報 第 4 号	専決処分の承認について (浜松市税条例の一部改正について)	29

浜松市総合体育館条例及び浜松市運動広場条例の一部改正について

(提案理由)

スポーツ施設の使用料について、平成 27 年度の使用料見直し方針に基づき、公共関与の必要性や利用者間の公平性の観点から受益者負担水準の統一を図るほか、浜松市細江総合グラウンドに冷暖房装置を設置し、及び浜松市引佐運動広場を廃止するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 浜松市総合体育館条例使用料の見直し

同種施設における料金の差異の解消を目的として、施設区分ごとに、現行単価を元に受益者負担率を考慮し設定した基準単価に統一を図るものです。ただし、現行単価と基準単価に著しく差異がある場合は、現行単価の 1.5 倍を上限とします。

なお、今回の改正は、令和 7 年度に指定管理の更新が行われる施設に限り行うものです。

施設区分・施設名称等		利用料金（円）		改正する条例
		改正前	改正後	
(1) アリーナ等（全面利用 2 時間当たり基準単価 3， 5 0 0 円）				
浜松市引佐総合体育館	全面	2, 7 0 0	3, 5 0 0	浜松市総合体育館条例
(2) テニスコート（一面利用 2 時間当たり基準単価 1， 1 0 0 円）				
浜松市引佐総合体育館	一面につき	990	1, 1 0 0	浜松市総合体育館条例

※表中の利用料金は、利用区分・利用時間区分が複数ある場合は最も標準的なパターンを 2 時間当たりの金額で示したもの

2 浜松市運動広場条例の冷暖房装置設置

浜松市細江総合グラウンドについて、冷暖房装置設置により利用料金を定めるものです。

施設区分・施設名称等		利用料金（円）		改正する条例
		改正前	改正後	
(1) 冷暖房装置等				
浜松市細江総合グラウンド	ミーティング室		140	浜松市運動広場 条例

※表中の利用料金は、1時間当たりの金額で示したもの。

3 浜松市運動広場条例の施設廃止

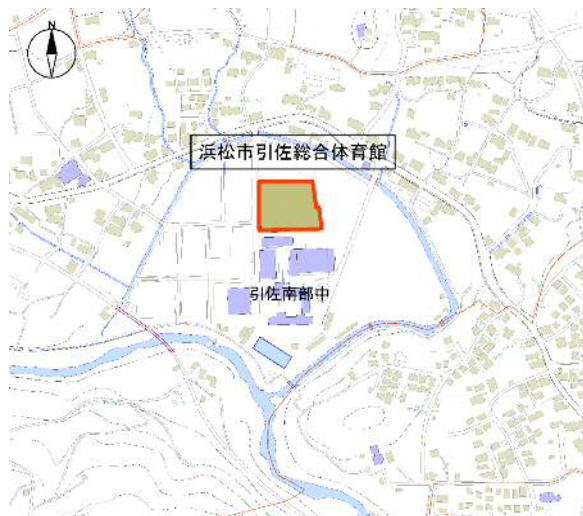
浜松市引佐運動広場について、施設の廃止のため削除するもの。

改正前		改正後	
浜松市引佐運動広場	浜松市浜名区引佐町東黒田847番地の1	(削除)	(削除)

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。
- 2 この条例の施行の際現に当該利用の許可を受けている者の当該許可に係る利用料金については、なお従前の例によるものです。

(位置図)



(第 84 号議案の説明資料)

人事課

浜松市長等の浜松市に対する損害賠償責任の一部を免責する条例の一部改正
について

(提案理由)

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）の施行に伴い、引用条項の整理を行うため条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

条例中の「第 173 条第 1 項第 1 号」を「第 173 条の 4 第 1 項第 1 号」に改めるものです。

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。

浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

(提案理由)

被災地等で行う人命救助等の危険を伴う業務に従事する消防職員に支給する消防勤務手当を新設するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 支給対象者

緊急消防援助隊等として活動する消防職員

2 支給要件

異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれの著しい現場で人命救助等を行う業務について支給するものです。

3 支給額

緊急消防援助隊として行う場合 1日1,680円(それ以外の場合 1日840円)

4 適用

令和6年1月1日から遡及して適用するものです。

(施行期日等)

1 公布の日の翌日から施行するものです。

2 新設の消防勤務手当を遡及して支給する場合、既に支給された他の特殊勤務手当があるときは、新設の消防勤務手当と既に支給された他の特殊勤務手当との調整をするものです。

浜松市税条例の一部改正について

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い、特定バイオマス発電設備に係る固定資産税並びに一体型滞在快適性等向上事業により整備した一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税における課税標準の特例措置を行うほか、災害被災者に係る市税の減免手続きの見直しその他所要の整備を行うため、浜松市税条例の一部を改正するものです。

(主な改正内容)

1 固定資産税及び都市計画税における課税標準の特例措置（わがまち特例）

特定バイオマス発電設備に係る固定資産税並びに一体型滞在快適性等向上事業により整備した一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税における課税標準の特例措置（わがまち特例）の割合を条例により定めるものです。

対象資産	特例割合（参酌基準）
出力が 10,000kW 以上 20,000 kW 未満の発電設備のうち、一般木質・農作物残さ区分に該当するもの	6 / 7 （ 6 / 7 ）
都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業により整備した一定の固定資産	1 / 2 （ 1 / 2 ）

2 災害被災者に係る市税の減免手続きの見直し

市民税及び固定資産税について、災害被災者の減免手続きを見直し、職権での減免適用ができるよう新たに規定するものです。

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。

浜松市立保育所条例の一部改正について

(提案理由)

浜松市立佐鳴台保育園の新園舎の完成による移転に伴い、位置を変更するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

浜松市立保育所条例第 2 条に規定している浜松市立佐鳴台保育園の位置を改めるものです。

変更前：浜松市中央区佐鳴台三丁目 30 番 1 号

変更後：浜松市中央区佐鳴台三丁目 31 番 2 号



(施行期日)

この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行するものです。

浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

(提案理由)

浜松医療センター新棟の開院により施設（化学療法室）及び設備（CT、MRI、血管造影装置など）の充実が図られ、医療機能が強化されたことに伴い、がん薬物療法を専門的に行う「腫瘍内科」と、CT や MRI などを利用して画像診断を専門的に行う「放射線診断科」を新たに設けるとともに、浜松市リハビリテーション病院において、増加する脳血管障害患者のリハビリテーション治療を専門的に行う「脳神経外科」を新たに設けるため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

第 3 条第 2 項の浜松医療センターの診療科目に「腫瘍内科」、「放射線診断科」を、浜松市リハビリテーション病院の診療科目に「脳神経外科」を追加するものです。

名称	診療科目	
	改正前	改正後
浜松医療センター	(略) 血管外科	(略) 血管外科 <u>腫瘍内科</u> <u>放射線診断科</u>
浜松市リハビリテーション病院	(略) 整形外科 リハビリテーション科 (略)	(略) 整形外科 <u>脳神経外科</u> リハビリテーション科 (略)

※下線部分が改正箇所

(施行期日)

この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行するものです。

浜松市観光バス公共駐車場条例の一部改正について

(提案理由)

浜松市観光バス公共駐車場では、利用区分に応じた駐車場利用料金を設定し、利用者に対して料金を徴収しています。

今回、利用料金の適正化を目的とした料金改定を行うほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 利用料金の見直し

利用料金のうち、1日1回1台あたりの料金について、近郊の同種施設との比較により設定した利用料金に見直すものです。

利用区分	利用料 (円)	
	改正前	改正後
1日1回 1台につき 午前7時30分から午後9時30分まで	1,040	2,200
1泊 1台につき 午後8時から翌日の午前9時まで	3,140	3,140

2 引用条項の整理

条例第3条中、「第13条第2号」を「第13条第1項第2号」に改めるものです。

(施行期日等)

この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。ただし、引用条項の整理に係る規定は、公布の日から施行するものです。

(第 90 号議案の説明資料)

産業振興課

浜松市ギャラリーモール条例及び浜松市新川モール条例の一部改正について

(提案理由)

浜松市ギャラリーモール及び浜松市新川モールにおいて、歩行者の円滑な通行を確保するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 名称及び位置

浜松市ギャラリーモール及び浜松市新川モールの区域について、告示により明らかにするものです。

2 行為の禁止

浜松市ギャラリーモール及び浜松市新川モールにおいて、条例に掲げる禁止行為のうち、標識の掲示等により禁止されている行為をする目的での立ち入りを禁止するものです。

(施行期日)

この条例は、令和 6 年 7 月 1 7 日から施行するものです。

(第 91 号議案の説明資料)

市街地整備課

浜松都市計画事業高竜土地区画整理事業施行条例の廃止について

(提案理由)

浜松都市計画事業高竜土地区画整理事業が令和 5 年度をもって完了したことに伴い、条例を廃止するものです。

(改正内容)

浜松都市計画事業高竜土地区画整理事業施行条例（平成 9 年浜松市条例第 7 2 号）を廃止するものです。

(施行期日)

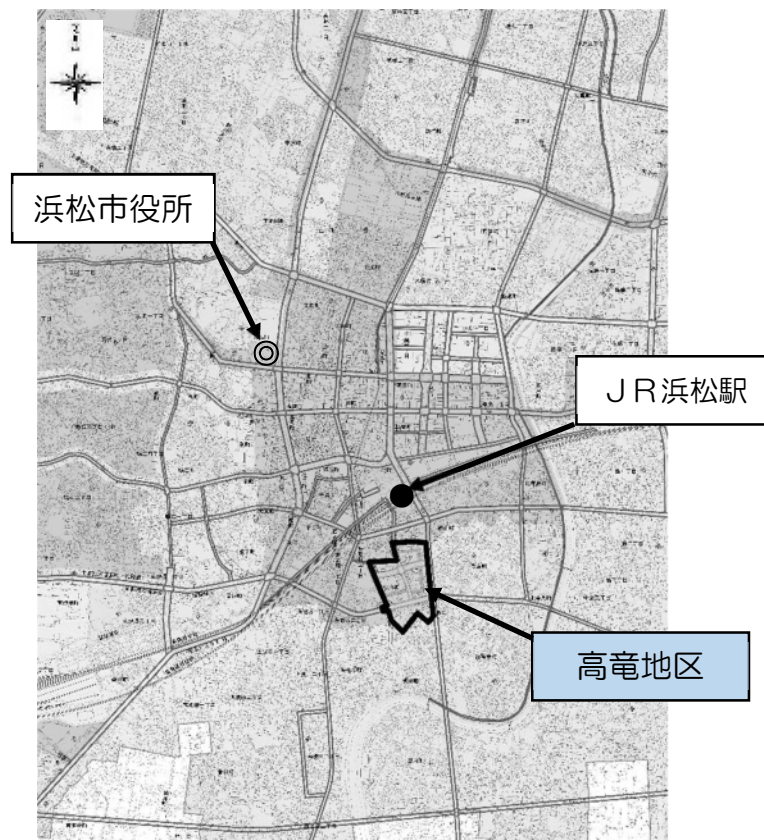
この条例は、公布の日から施行するものです。

(参考)

浜松都市計画事業高竜土地区画整理事業の経緯等

- ・都市計画決定 平成 9 年 3 月 3 1 日
- ・事業計画決定 平成 9 年 1 1 月 1 1 日
- ・換地処分公告 平成 3 0 年 1 月 1 2 日
- ・事業施行年度 平成 9 年度から令和 5 年度まで
- ・総事業費 1 8 6 . 6 億円
- ・施行面積 1 1 . 3 h a

位置図



拡大図



浜松市かなな野外活動センター条例の一部改正について

(提案理由)

浜松市かなな野外活動センターの利用料金について、近郊の同種施設の状況を踏まえた適正な料金設定とするため、条例の一部を改正するものです。

また、利用料金の優遇措置の対象の見直しを図るため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 利用料金の改正

(1) 舎営施設及び野営施設の利用料金

利用区分		金額	
		改正前	改正後
舎営施設			
宿泊（1人1泊につき）			
幼児	幼稚園の園児が教育課程に基づく教育活動として利用する場合及び保育所の園児が保育活動として利用する場合並びにこれらに準じる場合	円 <u>100</u>	円 <u>200</u>
	その他の場合	<u>200</u>	<u>400</u>
小学校の児童（これに準じる者を含む。以下同じ。）及び中学校の生徒（これに準じる者を含む。以下同じ。）	小学校の児童又は中学校の生徒が教育課程に基づく教育活動として利用する場合	<u>150</u>	<u>300</u>
	その他の場合	<u>310</u>	<u>620</u>
高等学校の生徒（これに準じる者を含む。以下同じ。）		<u>310</u>	<u>620</u>
一般		<u>620</u>	<u>1,240</u>
日帰り（1人1日につき）			
幼児	幼稚園の園児が教育課程に基づく教育活動として利用する場合及び保育所の園児が保育活動として利用する場合並びにこれらに準じる場合	<u>50</u>	<u>100</u>
	その他の場合	<u>100</u>	<u>200</u>
小学校の児童及び中学校の生徒	小学校の児童又は中学校の生徒が教育課程に基づく教育活動として利用する場合	<u>50</u>	<u>100</u>
	その他の場合	<u>100</u>	<u>200</u>
高等学校の生徒		<u>100</u>	<u>200</u>
一般		<u>200</u>	<u>400</u>
野営施設			
宿泊（1人1泊につき）			
小学校の児童及び中学校の生徒	小学校の児童又は中学校の生徒が教育課程に基づく教育活動として利用する場合	<u>100</u>	<u>200</u>
	その他の場合	<u>200</u>	<u>400</u>

高等学校の生徒	<u>200</u>	<u>400</u>
一般	<u>410</u>	<u>820</u>

(2) 多目的ホール及び体育室の利用料金

利用区分		利用料金	
午前9時から午後9時まで1時間につき		改正前	改正後
多目的ホール			
幼児の団体	幼稚園の園児の団体が教育課程に基づく教育活動として利用する場合及び保育所の園児の団体が保育活動として利用する場合並びにこれらに準じる場合	円 <u>35</u>	円 <u>70</u>
	その他の場合	<u>70</u>	<u>140</u>
小学校の児童及び中学校の生徒の団体	小学校の児童又は中学校の生徒の団体が教育課程に基づく教育活動として利用する場合	<u>85</u>	<u>170</u>
	その他の場合	<u>170</u>	<u>340</u>
高等学校の生徒の団体		<u>170</u>	<u>340</u>
一般の団体		<u>550</u>	<u>1,100</u>
体育室			
幼児の団体	幼稚園の園児の団体が教育課程に基づく教育活動として利用する場合及び保育所の園児の団体が保育活動として利用する場合並びにこれらに準じる場合	<u>50</u>	<u>100</u>
	その他の場合	<u>100</u>	<u>200</u>
小学校の児童及び中学校の生徒の団体	小学校の児童又は中学校の生徒の団体が教育課程に基づく教育活動として利用する場合	<u>120</u>	<u>240</u>
	その他の場合	<u>240</u>	<u>480</u>
高等学校の生徒の団体		<u>240</u>	<u>480</u>
一般の団体		<u>800</u>	<u>1,600</u>

2 暖房装置利用料金（舎営施設に限る。）

1棟につき、1,460円から2,920円に改正するものです。

3 炊事用具利用料金

1式1回につき、200円から400円に改正するものです。

4 団体区分の見直し

天竜川・浜名湖地区広域市町村圏協議会（旧西遠地区広域市町村協議会）の廃止後において継続していた湖西市内に所在する団体及び当該団体に属する者に対する利用料金の優遇措置を廃止し、湖西市の利用団体の料金を他の団体に合わせるよう改正するものです。

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用するものです。この条例の施行の際、既に当該利用の許可を受けている者の利用料金については、従前の例によるものです。

(位置図)



浜松市美術館条例の一部改正について

(提案理由)

令和 7 年度の浜松市秋野不矩美術館指定管理者更新に伴い、利用者サービス向上に向けた創意工夫を促すことを目的として利用料金制を導入するため、条例の一部を改正するものです。

項 目	適 用
指定管理者制度	○
公募	○
利用料金制	○

(改正内容)

令和 7 年 4 月 1 日から浜松市秋野不矩美術館の管理運営について、利用料金制を導入するものです。

(施行期日)

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

<位置図>



<施設概要>

- ・施設名称 浜松市秋野不矩美術館
- ・所在地 浜松市天竜区二俣町二俣130番地
- ・敷地面積 19,306 m²
- ・延床面積 999 m²
- ・展示室

1階	第1展示室	151 m ²
	第2展示室	162 m ²
2階	企画展示室	121 m ²

浜松市勤労福祉センター条例の制定について

(提案理由)

勤労者等の福祉の増進を図るために設置する勤労福祉センターの必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

(制定内容の主なもの)

1 名称及び位置 (第 2 条)

勤労福祉センターは、浜松市勤労福祉センター (以下「センター」という。) とい
い、浜松市中央区船越町 1 1 番 1 1 号に置くものです。

2 事業 (第 3 条)

センターは、次に掲げる事業を行うものです。

- ・勤労者等の会議、研修等のため又は福利厚生を図るために施設を提供すること
- ・勤労者等に対する講座、教室等を開催すること
- ・そのほか、市長が必要があると認める事業

3 開館時間 (第 4 条)

ホール等の開館時間は、午前 9 時から午後 9 時 3 0 分まで、庭球場の開館時間は、
午前 9 時から午後 9 時までとするものです。ただし、指定管理者は、必要があると認
めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができるとするものです。

4 指定管理者による管理 (第 6 条)

(1) 管理

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、市が指定する法人その他の団
体にセンターの管理を行わせるものです。

項 目	適 用
指定管理者制度	○
公募	○
利用料金制	×

※利用料金制の移行は、令和 1 1 年度を予定しています

(2) 業務

- ・条例第 3 条各号に掲げる事業に関する業務

- ・センターの利用の許可に関する業務
- ・センターの施設、設備の維持管理に関する業務
- ・センターの管理に関して市長が必要があると認める業務

5 利用の許可（第8条）

センターの利用者は、指定管理者の許可を受けなければならないとするものです。

6 利用の制限（第9条）

指定管理者は、規定に該当するときはセンターの利用を許可しないこととするものです。

7 利用料金（第10条）

（1）ホール等

利用時間区分 利用区分		午前 9 時から午後 9 時 まで 1 時間につき	午後 9 時から午後 9 時 30 分まで
多目的ホール	勤労者団体等	円 710	円 350
	その他	1,430	710
大会議室	勤労者団体等	710	350
	その他	1,430	710
大会議室 東	勤労者団体等	480	240
	その他	960	480
大会議室 西	勤労者団体等	230	110
	その他	470	230
中会議室 1	勤労者団体等	230	110
	その他	470	230
中会議室 2	勤労者団体等	630	310
	その他	1,270	630
小会議室 1	勤労者団体等	140	70
	その他	280	140
小会議室 2	勤労者団体等	110	50
	その他	230	110

会議室 1		勤労者団体等	140	70
		その他	280	140
会議室 2		勤労者団体等	140	70
		その他	280	140
会議室 3		勤労者団体等	140	70
		その他	280	140
会議室 4		勤労者団体等	140	70
		その他	280	140
スタジオ		勤労者団体等	630	310
		その他	1,270	630
音楽室		勤労者団体等	390	190
		その他	790	390
茶室		勤労者団体等	190	90
		その他	380	190
美術工芸室		勤労者団体等	150	70
		その他	300	150
体育館	全面	勤労者団体等	640	320
		その他	1,280	640
	半面	勤労者団体等	320	160
		その他	640	320

備考

ア 勤労者団体等とは、勤労者で組織する団体その他これに準じる団体で市長が認めるものをいう。以下同じ。

イ 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後 9 時 30 分まで利用する場合を除き正時までとする。

ウ 利用者が 300 円以上の入場料（これに類するものを含み、資料代その他の実費を除く。）を徴収する場合及び商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の利用料金は、所定の利用料金の 2 倍に相当する額とする。

エ 利用時間を 15 分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。

(ア) 所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金（備考のウに規定する利用にあつては、当該規定により算出した額とする。（イ）において同じ。）に相当する額

(イ) 所定の開館時間外に利用する場合は、1 時間につき、午前 9 時から午後 9 時までの間の 1 時間当たりの利用料金の 1.5 倍に相当する額

オ 利用料金を算定して得た額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(2) 楽器保管庫

1 室 1 日につき 50 円

(3) 庭球場

ア 施設

利用区分	利用時間区分	午前 9 時から午後 9 時まで 2 時間につき
勤労者団体等	1 面につき	550 円
その他	1 面につき	1,100 円

イ 照明設備

1 面 1 時間につき 200 円

(4) 備付物品

規則で定める額

8 利用料金の減免（第 11 条）

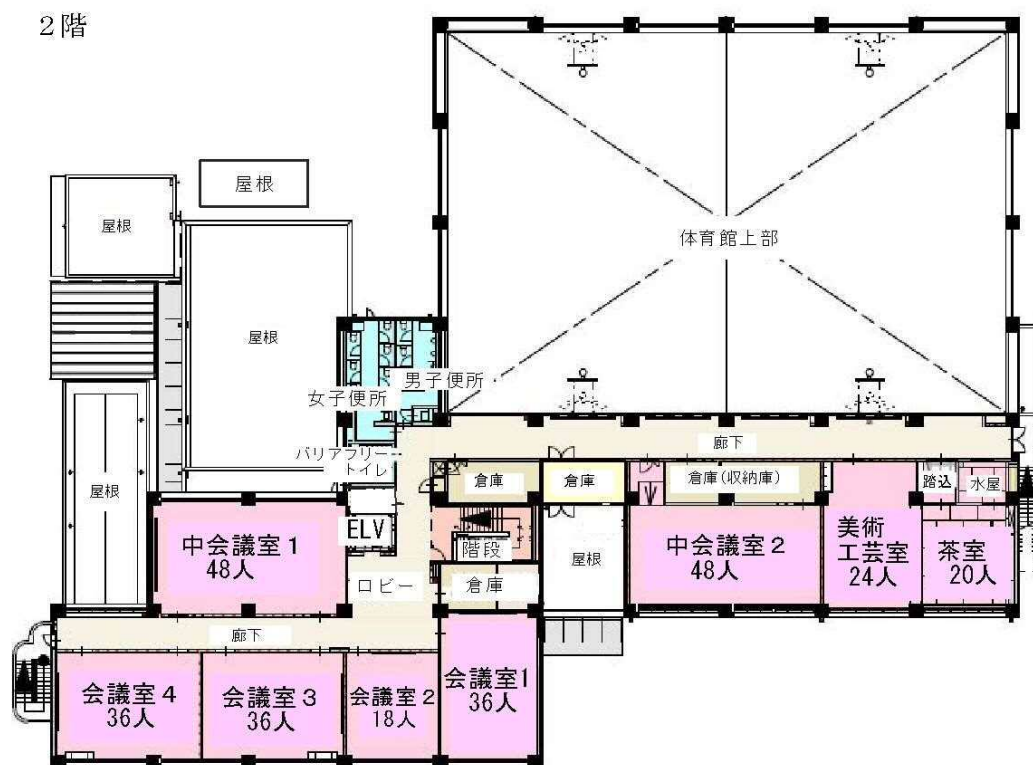
指定管理者は、規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができるとするものです。

(施行期日等)

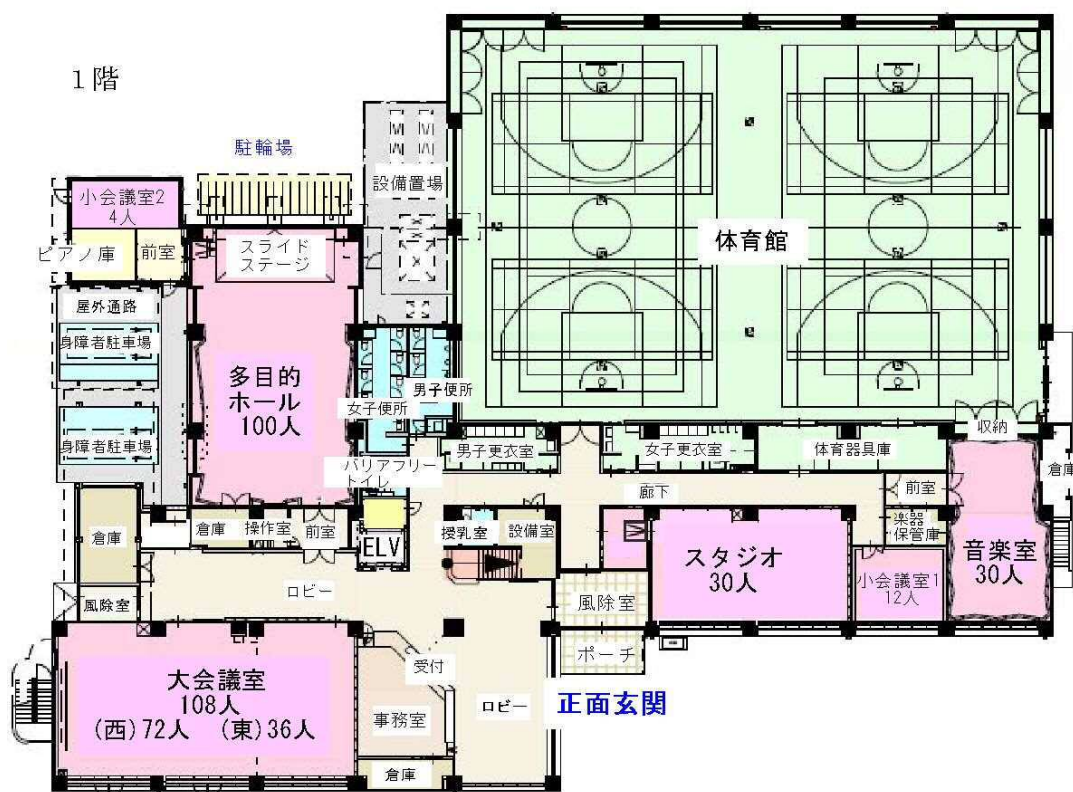
- 1 この条例は、規則で定める日から施行するものです。
- 2 ただし、指定管理者の指定等に係る手続きについては、施行日前においても行うことができることとするものです。
- 3 施行日から利用料金制移行までの間は、条例中「利用料金」等の字句を「使用料」とし、市の収入とするものです。
- 4 次に掲げる条例は、廃止するものです。
 - (1) 浜松市勤労会館条例（昭和 58 年浜松市条例第 35 号）
 - (2) 浜松市立勤労青少年ホーム条例（昭和 60 年浜松市条例第 22 号）

(予定平面図)

2階



1階



工事請負契約の一部変更について（(国) 152号道路災害復旧工事（抑止工 1））

(提案理由)

(国) 152号道路災害復旧工事（抑止工 1）の工事請負契約については、令和 4 年 5 月の市議会定例会において議決（第 79 号議案）され、令和 6 年 7 月 31 日までの工期で工事を進めています。

地すべりの抑止のため実施するグラウンドアンカー工において、当初の施工方法では適正な抑止効果が得られないことが判明し、追加の対策が必要となったことから、工事請負金額の変更契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・ 工事場所 浜松市天竜区龍山町大嶺地内
- ・ 工事内容 復旧延長 L = 84 m
道路土工、グラウンドアンカー工、仮設工 1 式

(変更内容)

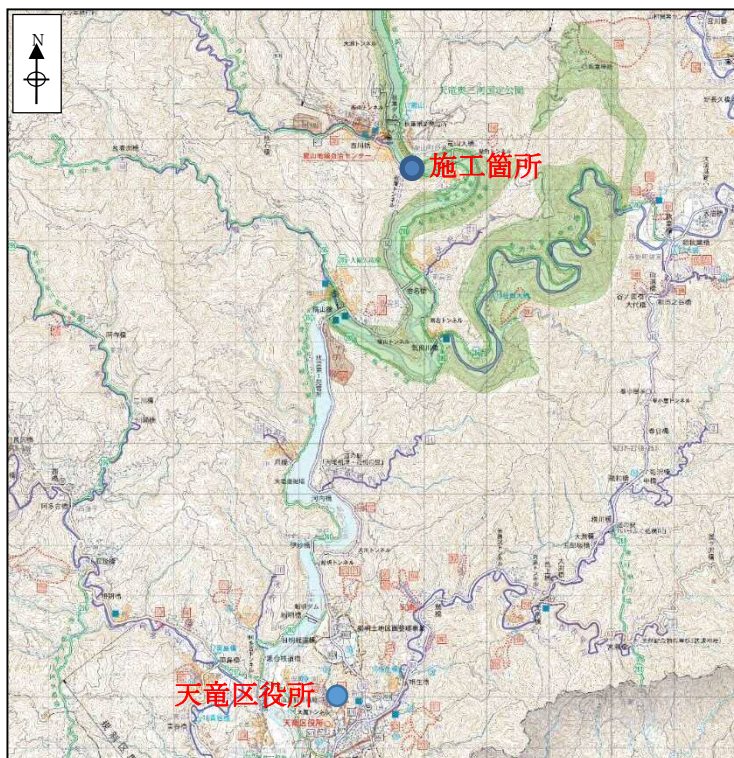
工事変更請負契約

	契約金額
変更前	310,200,000 円
変更後	327,824,200 円
変更額	17,624,200 円

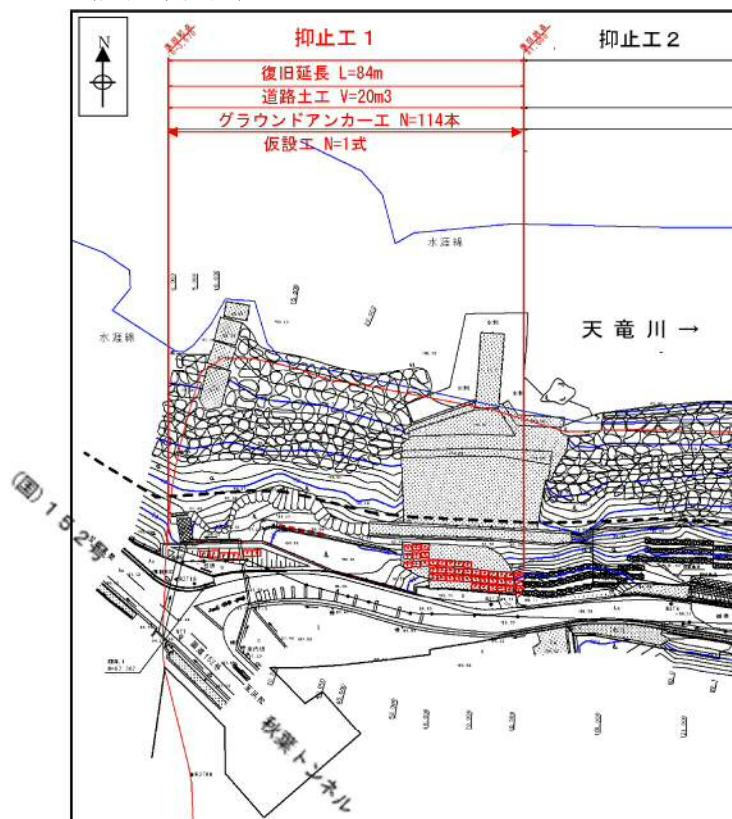
(変更理由)

グラウンドアンカー工（114 本）において、アンカーを地盤に定着させるためのグラウト充填を行った結果、グラウトの著しい逸脱が確認されました。適正なアンカー体を構築するためには、アンカーにグラウトの逸脱を防止するためのパッカーを追加で設置する必要があるため、工事請負金額の増額変更を行うものです。

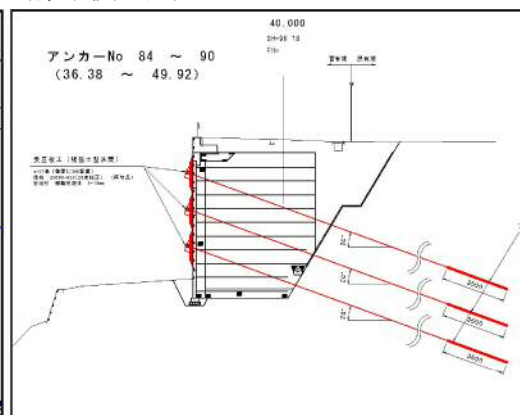
(位置図)



(計画平面図)



(標準横断面図)



工事請負契約の一部変更について（（国） 1 5 2 号道路災害復旧工事（抑止工 2））

(提案理由)

（国） 1 5 2 号道路災害復旧工事（抑止工 2）の工事請負契約については、令和 4 年 5 月の市議会定例会において議決（第 8 0 号議案）され、令和 6 年 7 月 3 1 日までの工期で工事を進めています。

地すべりの抑止のため実施するグラウンドアンカー工において、当初の施工方法では適正な抑止効果が得られないことが判明し、追加の対策が必要となったことから、工事請負金額の変更契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・ 工事場所 浜松市天竜区龍山町大嶺地内
- ・ 工事内容 復旧延長 L = 1 3 8 m
道路土工、グラウンドアンカー工、仮設工 1 式

(変更内容)

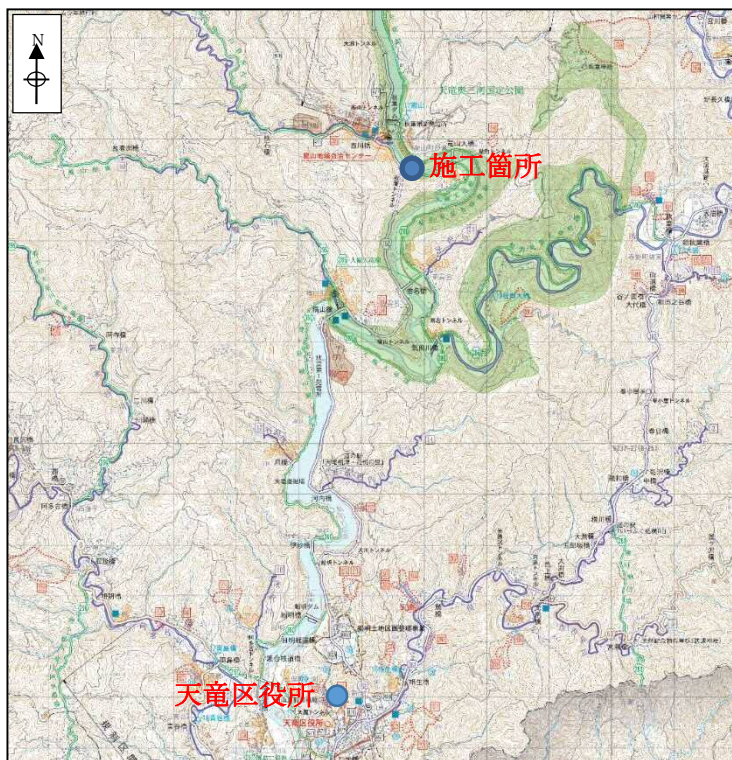
工事変更請負契約

	契約金額
変更前	343, 200, 000 円
変更後	404, 094, 900 円
変更額	60, 894, 900 円

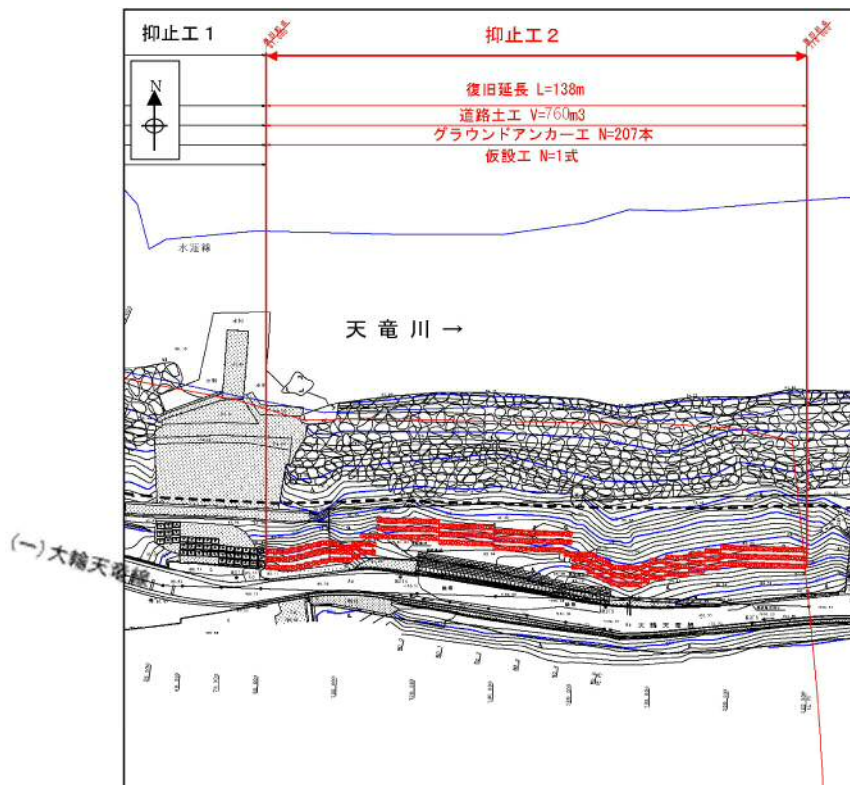
(変更理由)

グラウンドアンカー工（207 本）において、地山を掘削した結果、当初設計の掘削面では地山許容支持力が確保できず、適正なアンカーの施工が困難であることが確認されました。十分な対策効果を確保するためには、地山の掘削の追加とアンカーを地盤に定着させるための受圧板にかかる角度調整枠（93 箇所）の追加が必要となったため、工事請負金額の増額変更を行うものです。

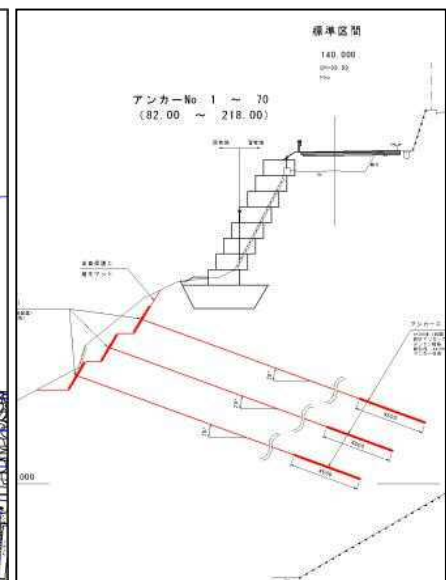
(位置図)



(計画平面図)



(標準横断面図)



(報第 3 号の説明資料)

財政課

専決処分の承認について（令和 6 年度浜松市一般会計補正予算（第 1 号））

(報告要旨)

静岡県知事の辞職に伴う、令和 6 年 5 月 26 日執行の静岡県知事選挙の円滑な執行のため、直ちに業務に着手する必要があることから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分により措置したものを報告し、ご承認をお願いするものです。

(報告及び承認の内容)

1 歳入歳出補正予算額 364,000 千円

2 歳入予算 第 19 款 県支出金
第 3 項 委託金
第 1 目 総務費委託金

3 歳出予算 第 2 款 総務費
第 10 項 選挙費
第 1 目 選挙費

(専決処分日) 令和 6 年 4 月 11 日

(報第 4 号の説明資料)

税務総務課

専決処分の承認について (浜松市税条例の一部改正について)

(報告要旨)

地方税法等の一部を改正する法律 (令和 6 年法律第 4 号) が令和 6 年 3 月 30 日に公布されました。

このうち、一部の改正内容については令和 6 年 4 月 1 日から直ちに課税等の実務で対応する必要があったため、浜松市税条例 (昭和 29 年条例第 38 号) の一部改正について地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分により措置したものを報告し、ご承認をお願いするものです。

(改正内容)

1 個人市民税

個人住民税における令和 6 年度の特別控除のうち、個人市民税に係る額について所得割の額から控除するものです。

2 固定資産税及び都市計画税

現行の土地に係る固定資産税及び都市計画税の急激な税負担増を緩和するための税負担調整措置を、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間延長するものです。

(専決処分日)

令和 6 年 3 月 30 日

(施行期日)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行したものです。